

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部改正について

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を次のように改正する。

平成27年2月17日提出  
霧島市長 前田 終 止

霧島市立学校授業料等に関する条例の一部を改正する条例

霧島市立学校授業料等に関する条例（平成17年霧島市条例第114号）の一部を次のように改正する。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（授業料の減免）

第9条 教育委員会が特に必要と認めるときは、別に教育委員会規則で定めるところにより授業料を減額し、又は免除することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（提案理由）

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）により、高等学校等就学支援事業費補助金制度が創設されたことに伴い、本条例の所要の改正をしようとするものである。